

「2010年版 介護保険制度の現状把握」

(2010年6月14日掲載)

No.3	2008年の改正介護保険法および改正老人福祉法の概要																						
解答	<p>(1)改正の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護最大手コムスの不祥事を受けて、介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策などを目的として改正が行われた。 <p>(2)施行期日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2009年5月1日 <p>(3)解決すべき問題点, 改正のポイント, 主な内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>解決すべき問題点</th> <th>改正のポイント</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①業務中の管理体制</td> <td>■事業者の法令遵守が不十分である</td> <td>■業務管理体制整備</td> <td>○新たに事業者単位の規制として法令遵守の義務の履行が確保されるよう、業務管理体制の整備を義務付け等 ○事業者の規模に応じた義務</td> </tr> <tr> <td>②監査指導時</td> <td>■事業者の本部への検査権限がない →不正行為への組織的な関与が確認できない</td> <td>■本部への立入検査等</td> <td>○不正行為への組織的な関与が疑われる場合は、国、都道府県、市町村の事業者の本部への立入検査権を創設 ○業務管理体制に問題がある場合は、国、都道府県、市町村による事業者に対する是正勧告・命令権を創設</td> </tr> <tr> <td>③監査中の事業廃止等</td> <td>■不正事業者による処分逃れ →監査中の廃止届により処分ができない →同一法人グループへの譲渡に制限がない</td> <td>■処分逃れ対策</td> <td>○事業所の廃止届を事後届出制から事前届出制へ。また、立入検査中に廃止届を出した場合を指定・更新の欠格事由に追加等 ○指定取消を受けた事業者が密接な関係にある者に事業移行する場合について、指定・更新の欠格事由に追加</td> </tr> <tr> <td>④指定・</td> <td>■「一律」連座制の</td> <td>■指定・更新の欠</td> <td>○いわゆる連座制の仕組みは維持し、不</td> </tr> </tbody> </table>			区分	解決すべき問題点	改正のポイント	主な内容	①業務中の管理体制	■事業者の法令遵守が不十分である	■業務管理体制整備	○新たに事業者単位の規制として法令遵守の義務の履行が確保されるよう、業務管理体制の整備を義務付け等 ○事業者の規模に応じた義務	②監査指導時	■事業者の本部への検査権限がない →不正行為への組織的な関与が確認できない	■本部への立入検査等	○不正行為への組織的な関与が疑われる場合は、国、都道府県、市町村の事業者の本部への立入検査権を創設 ○業務管理体制に問題がある場合は、国、都道府県、市町村による事業者に対する是正勧告・命令権を創設	③監査中の事業廃止等	■不正事業者による処分逃れ →監査中の廃止届により処分ができない →同一法人グループへの譲渡に制限がない	■処分逃れ対策	○事業所の廃止届を事後届出制から事前届出制へ。また、立入検査中に廃止届を出した場合を指定・更新の欠格事由に追加等 ○指定取消を受けた事業者が密接な関係にある者に事業移行する場合について、指定・更新の欠格事由に追加	④指定・	■「一律」連座制の	■指定・更新の欠	○いわゆる連座制の仕組みは維持し、不
区分	解決すべき問題点	改正のポイント	主な内容																				
①業務中の管理体制	■事業者の法令遵守が不十分である	■業務管理体制整備	○新たに事業者単位の規制として法令遵守の義務の履行が確保されるよう、業務管理体制の整備を義務付け等 ○事業者の規模に応じた義務																				
②監査指導時	■事業者の本部への検査権限がない →不正行為への組織的な関与が確認できない	■本部への立入検査等	○不正行為への組織的な関与が疑われる場合は、国、都道府県、市町村の事業者の本部への立入検査権を創設 ○業務管理体制に問題がある場合は、国、都道府県、市町村による事業者に対する是正勧告・命令権を創設																				
③監査中の事業廃止等	■不正事業者による処分逃れ →監査中の廃止届により処分ができない →同一法人グループへの譲渡に制限がない	■処分逃れ対策	○事業所の廃止届を事後届出制から事前届出制へ。また、立入検査中に廃止届を出した場合を指定・更新の欠格事由に追加等 ○指定取消を受けた事業者が密接な関係にある者に事業移行する場合について、指定・更新の欠格事由に追加																				
④指定・	■「一律」連座制の	■指定・更新の欠	○いわゆる連座制の仕組みは維持し、不																				

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2010 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

	更新時	<p>問題</p> <p>→組織的な不正行為の有無に関わらず一律連座</p> <p>→自治体の指定取消が、他の自治体の指定権限を過度に制限</p>	格事由の見直し	<p>正行為への組織的な関与の有無を確認し、自治体が指定・更新の可否を判断</p> <p>○広域的な事業者の場合は、国、都道府県、市町村が十分な情報共有と緊密な連携の下に対応</p>
	⑤廃止時のサービス確保	■事業廃止時のサービス確保対策が不十分	■サービス確保対策の充実	<p>○事業廃止時のサービス確保に係る事業者の義務を明確化</p> <p>○事業者がサービス確保の義務を果たしていない場合を、勧告・命令の事由に追加</p> <p>○行政が必要に応じて事業者の実施する措置に対する支援を行う</p>

(参考: 社会保障審議会介護保険部会資料 等)